



## 令和6年10月分から児童手当制度の内容が変わります

### 制度改正（拡充）の内容

|            | 改正前（令和6年9月分）                                                                                | 改正後（令和6年10月分から）                                                                    |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 支給対象       | 国内に居住する中学生まで<br>（15歳到達後の最初の年度末まで）                                                           | 国内に居住する高校生年代まで<br>（18歳到達後の最初の年度末まで）                                                |
| 所得制限       | 2段階の所得制限あり<br>制限1：特例給付 制限2：支給なし                                                             | 所得制限なし                                                                             |
| 手当月額       | 3歳未満 一律15,000円<br>3歳～小学生 第1子・第2子：10,000円<br>第3子以降：15,000円<br>中学生 一律10,000円<br>特例給付 一律5,000円 | 3歳未満 第1子・第2子：15,000円<br>第3子以降：30,000円<br>3歳～高校生年代 第1子・第2子：10,000円<br>第3子以降：30,000円 |
| 第3子以降の算定対象 | 18歳到達後の最初の年度末（高校生年代）まで含める                                                                   | 22歳到達後の最初の年度末（大学生年代）までの子を含める（親等に経済的負担等がある場合に限る）                                    |
| 支給期月       | 2月、6月、10月（年3回）<br>※各前月までの4か月分を支給                                                            | 偶数月（年6回）<br>※各前月までの2か月分を支給                                                         |

### 制度改正による申請が必要な方

以下の①から④のいずれかに該当する場合は、令和6年10月分以降の児童手当について申請が必要です。

- ① 所得上限限度額以上の所得があるため、支給対象外となっている方
- ② 高校生年代の児童のみを養育している方
- ③ 現在児童手当を受給していて、算定児童に登録されていない高校生年代の児童を養育している方
- ④ 現在児童手当を受給していて、児童の兄姉等（18歳到達後の最初の年度末の翌日から22歳到達後の最初の年度末まで）を含むと3人以上いる場合

### 制度改正による申請が不要な方

以下の①から③のいずれかに該当する場合には、令和6年10月分以降の児童手当を受給するにあたり、原則として改めての申請は不要です。

- ① 現在児童手当を受給しており、制度改正後も支給額が変わらない方
- ② 現在特例給付を受給している方
- ③ 現在児童手当を受給しており、高校生年代の児童を算定児童として登録している方

**申請期限 令和6年10月31日（木）必着**

※申請が必要な可能性のある方には案内を郵送します。ただし、坂町で公簿等の確認ができない方には案内が届かない場合がありますので、役場民生課までお問い合わせください。

詳しくは坂町ホームページをご確認ください。

問合せ 役場民生課 ☎820-1505



## お知らせ

「募集」「イベント」「お知らせ」など暮らしに役立つ情報をお届けします。



## 窓口でのキャッシュレス決済が可能になります

10月1日（火）から、窓口で各種証明書発行等手数料及び施設使用料を支払う際にキャッシュレス決済のご利用が可能となります。ぜひご利用ください。

### 【利用可能窓口】

役場1階税務住民課、町民センター、B&G海洋センター、シモハナ Hall、横浜ふれあいセンター、小屋浦ふれあいセンター

### 【キャッシュレス決済可能な手数料】

- ・各種証明書発行等手数料（住民票の写し、戸籍謄本、所得証明書など）
- ・公共施設、学校施設使用料 ※町税等是对应していません。

### 【利用可能な決済方法】

#### クレジットカード



タッチ決済対応

#### コード決済（スマホ決済）

#### 電子マネー



※PiTaPaは利用できません。

問合せ 役場総務課 ☎820-1510

## ひろしまフードフェスティバル2024～秋の大収穫祭～

町内業者の「株式会社 鈴木水産」による蒸し牡蠣・カキフライ・がんすと「古民家Barあめのちハレ」による坂うめじろうをイメージして作ったお酒の出展もあります。

坂うめじろうまんじゅう等の特産品販売も行います。ぜひお越しください。

と き 10月26日（土）・27日（日）

10時～17時

ところ 広島城とその周辺 ひろしまスタジアムパーク

問合せ ひろしまフードフェスティバル実行委員会事務局（RCC事業部）

☎222-1133

広島食文化を満喫！

